

朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の解散について（案）

朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会は、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会規約第 10 条の規定に基づき、朝霞和光資源循環組合設立の前日となる令和 2 年 9 月 30 日をもって解散する。

朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会規約（抜粋）

（協議会の解散）

第 10 条 協議会は、事業の実施主体が確定したときは、協議会の決議をもって解散する。